

JAバンク・JFマリンバンク 年金アドバイザー

連動する通信教育講座の内容や各種規定（統一版等）に基づき解答してください。
本試験においては，新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置は考慮しないで解答してください。

[問1] わが国の最近の人口動向等について，正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 令和元年の簡易生命表によると，日本人の平均寿命は，女性が男性を7歳以上上回っている。
- (2) 令和元年の合計特殊出生率は，1.50を上回っている。
- (3) 「国民生活基礎調査」による平成30年の高齢者世帯の所得を種類別にみると，「公的年金・恩給」の割合は70%を超えている。
- (4) 「高齢社会白書」による令和元年の総人口に占める65歳以上の人の割合は，30%を下回っている。
- (5) 平成30年度の社会保障給付費の総額は，130兆円を超えている。

[問2] わが国の公的年金制度の現況について，正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 令和元年度末の国民年金の第1号被保険者数は，1,400万人を上回っている。
- (2) 令和元年度末の国民年金の第3号被保険者数は，前年度末より増加している。
- (3) 令和元年度末の第1号厚生年金被保険者における短時間労働者の被保険者数は，50万人を上回っている。
- (4) 令和元年度（現年度分）の国民年金保険料の納付率は，65%を下回っている。
- (5) 令和元年度末の公的年金の受給者数（実受給権者数）は，4,500万人を上回っている。

[問3] 健康保険制度等について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の保険料率は、日本全国同じである。
- (2) 70歳から75歳に達するまでの者（現役並み所得者を除く）の医療費の自己負担割合は、2割である。
- (3) 高額療養費は、同一月内に支払った自己負担額が所定額を超えたときに支給される。
- (4) 健康保険の標準報酬月額は、第1級の58,000円から第50級の1,390,000円までの50等級に区分されている。
- (5) 介護保険の第1号被保険者とは、市区町村の区域内に住所がある65歳以上の者をいう。

[問4] 国民年金の被保険者について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 第3号被保険者は、配偶者が厚生年金保険の被保険者でなくなった場合、個人番号（マイナンバー）を活用した情報連携により第1号被保険者への種別変更の届出を省略できる。
- (2) 受給資格期間を満たしている65歳以上の厚生年金保険の被保険者の被扶養配偶者は、60歳未満であっても第3号被保険者に該当しない。
- (3) 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の自営業者であって遺族基礎年金の受給権者は、第1号被保険者である。
- (4) 第3号被保険者である被扶養配偶者の認定基準では、障害基礎年金の収入は年間収入に含まれる。
- (5) 外国に赴任する第2号被保険者に同行している20歳以上60歳未満の被扶養配偶者は、第3号被保険者になることができる。

[問5] 国民年金の第1号被保険者の保険料等について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 令和4年度の保険料月額は、令和3年度より高額である。
- (2) 保険料の納期限から2年を経過すると、保険料を納付することができない。
- (3) 保険料を納付する義務があるのは、被保険者とその配偶者および世帯主である。
- (4) 口座振替で当月分の保険料を当月末に納付した場合、月額50円割引される。
- (5) クレジットカードを利用して、2年分の保険料を一括前納することができる。

[問6] 国民年金の第1号被保険者に対する保険料免除制度等について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 学生納付特例制度の対象となっている者は、保険料半額免除制度の対象とされない。
- (2) 生活保護法による生活扶助を受けている者は、法定免除者に該当する。
- (3) 産前産後免除期間は、単胎妊娠の場合、出産予定日または出産日の属する月から4ヵ月間である。
- (4) 50歳未満の保険料の納付猶予制度の所得基準は、本人および配偶者の所得で判定される。
- (5) 過去2年(2年1ヵ月前)まで遡って保険料免除の申請をすることができる。

[問7] 公的年金の被保険者資格の取得・喪失および被保険者期間について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 日本国内に住所を有する外国人留学生は、20歳に達したときに国民年金の第1号被保険者の資格を取得する。
- (2) 20歳未満で厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は、資格を取得したときに国民年金の第2号被保険者となる。
- (3) 被保険者が死亡したときは、死亡した日の翌日に被保険者の資格を喪失する。
- (4) 月の末日に厚生年金保険の適用事業所を退職した場合、退職した月まで厚生年金保険の被保険者期間に算入される。
- (5) 厚生年金保険の被保険者は、65歳に達した日に被保険者の資格を喪失する。

[問8] 厚生年金保険の被保険者について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 短時間労働者が被保険者となるには、賃金の月額が8.8万円以上あることが必要である。
- (2) 常時従業員を使用する法人事業所の代表者は、被保険者となる。
- (3) 臨時的事業の事業所に継続して4ヵ月使用される見込みの者は、被保険者とならない。
- (4) 2ヵ月以内の期間を定めて使用されている者が、所定の期間を超えて引き続き使用されることとなった場合は、そのときから原則として被保険者となる。
- (5) 常時5人以上の従業員を使用する個人事業所の事業主は、被保険者となる。

[問9] 厚生年金保険の保険料（率）について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 第1号厚生年金被保険者と第3号厚生年金被保険者の令和4年2月分の保険料率は、同じである。
- (2) 第1号厚生年金被保険者が3月末日に退職した場合、事業主は2月分と3月分の保険料を3月分の報酬から控除することができる。
- (3) 第1号厚生年金被保険者の保険料は、事業主と被保険者が2分の1ずつを負担する。
- (4) 第1号厚生年金被保険者の産前産後休業期間中の保険料は、被保険者負担分・事業主負担分とも免除される。
- (5) 第4号厚生年金被保険者の標準報酬月額と標準賞与額に乘じる保険料率は、異なっている。

[問10] 厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 昇給により標準報酬月額が2等級以上上がった場合、随時改定により標準報酬月額は上がった月から改定される。
- (2) 60歳以上の者で退職後継続再雇用（1日も空くことなく同じ会社に再雇用）された場合、再雇用後の給与（報酬）に応じて標準報酬月額が決定される。
- (3) 定時決定は、原則としてその年の4月から6月までの3ヵ月間に受けた報酬の月平均額を基準に標準報酬月額が決定される。
- (4) 賞与を受けた月の賞与額が150万円を超えるときは、標準賞与額は150万円とされる。
- (5) 3ヵ月ごとに年4回支払われる賞与は、標準報酬月額の対象とされる。

[問11] 老齢基礎年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 遺族厚生年金を受給している者は、老齢基礎年金の繰下げの申出をすることができない。
- (2) 保険料半額免除の承認を受けた期間の納付すべき保険料を納付しない場合、その期間は保険料納付済期間の2分の1相当分が老齢基礎年金の年金額に反映される。
- (3) 厚生年金保険の被保険者期間のうち20歳前の期間は、老齢基礎年金の年金額の基礎とされない。
- (4) 保険料納付済期間と保険料4分の1免除期間を合算して480ヵ月を超える場合、超えた保険料4分の1免除期間は原則として老齢基礎年金の年金額の基礎とされる。
- (5) 50歳未満の保険料の納付猶予制度の適用を受けた期間は、保険料の追納がなければ老齢基礎年金の年金額の基礎とされない。

[問12] 老齡基礎年金の受給資格期間に関する下記の文章の空欄（①～③）の中に入る最も適切な語句または数値の組合せを1つ選びなさい。

老齡基礎年金の受給資格期間には算入されるが、年金額には反映されない期間として次のようなものがある。

- ・昭和61年3月までに厚生年金保険から脱退手当金を受けた者の、脱退手当金の計算の基礎となった昭和36年4月以後の期間（（①）から（②）歳に達する日の前日までの間に保険料納付済期間または保険料免除期間がある場合に限る）
- ・日本の永住許可を取得した者の海外在住期間のうち、（③）から永住許可を取得した日の前日までの20歳以上60歳未満の期間

- (1) ①昭和61年4月 ②60 ③昭和61年4月
(2) ①昭和61年4月 ②65 ③昭和36年4月
(3) ①昭和36年4月 ②60 ③昭和61年4月
(4) ①昭和36年4月 ②60 ③昭和36年4月
(5) ①昭和36年4月 ②65 ③昭和36年4月

[問13] 配偶者（妻）の老齡基礎年金に加算される振替加算について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 満額の老齡基礎年金を受給できる場合でも、加算される。
(2) 昭和36年4月2日以後生まれの者には、加算されない。
(3) 障害厚生年金の配偶者加給年金額の対象者には、加算されない。
(4) 受給権者（妻）の厚生年金保険の被保険者期間にかかわらず、加算される。
(5) 振替加算の額は、夫の生年月日に応じて定められている。

[問14] 昭和36年4月1日生まれの民間会社のみ勤務した者に支給される特別支給の老齡厚生年金について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 厚生年金保険の被保険者期間が44年以上ある在職者（被保険者）は、報酬比例部分の支給開始と同じ年齢から定額部分も支給される。
(2) 一般男子の場合、特別支給の老齡厚生年金は支給されない。
(3) 老齡基礎年金の受給資格期間を満たし、厚生年金保険の被保険者期間が1ヵ月以上あれば支給される。
(4) 障害等級3級の状態にある在職者（被保険者）は、支給開始年齢についての障害者特例の対象とされる。
(5) 女子の場合、60歳から報酬比例部分を繰上げ請求すると、老齡基礎年金も60歳から繰上げ請求することになる。

[問15] 雇用保険からの給付・給付金と老齢厚生年金との併給調整等について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 失業給付（基本手当）を受けるには、65歳に達する日の前日までに離職していることが必要である。
- (2) 失業給付（基本手当）と特別支給の老齢厚生年金を同時に受けられる場合、基本手当が優先して支給され、その間特別支給の老齢厚生年金は支給停止される。
- (3) 65歳以後に失業給付（基本手当）を受けられる場合、基本手当が優先して支給され、その間65歳以後の老齢厚生年金は支給停止される。
- (4) 高年齢求職者給付金は、雇用保険の被保険者期間が1年未満の場合、基本手当日額の30日分が支給される。
- (5) 高年齢求職者給付金は、一時金として支給される。

[問16] 老齢厚生年金に加算される配偶者加給年金額について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 配偶者の前年の年収が原則として130万円未満であることが、加算の要件とされる。
- (2) 加給年金額が加算される年齢に達したときに対象となる配偶者が65歳に達している場合、加算されない。
- (3) 配偶者が障害等級3級の障害厚生年金を受給している場合は、支給停止される。
- (4) 受給権者の生年月日に応じた特別加算がある。
- (5) 配偶者が20年以上の被保険者期間のある特別支給の老齢厚生年金を受給している場合は、支給停止される。

[問17] 65歳以上の厚生年金保険の被保険者等の在職老齢年金制度について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 基本月額、加給年金額、経過的加算を含めないで算出する。
- (2) 総報酬月額相当額は、60歳台前半の在職老齢年金と同様の算式を用いて算出する。
- (3) 基本月額と総報酬月額相当額を合算して28万円を超える場合、超えた額の2分の1に相当する額が支給停止される。
- (4) 在職老齢年金として年金が一部支給されている間、加給年金額は支給停止されずに全額が支給される。
- (5) 引き続き適用事業所に使用される70歳以上の被保険者であった者にも、適用される。

[問18] 障害基礎年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 初診日の前日において初診日の属する月の前月までの全被保険者期間のうち3分の1を超える保険料未納期間がなければ、保険料納付要件を満たしたものとされる。
- (2) 障害認定日に障害等級に該当しなかった者が、その後65歳に達する日の前日までの間に症状が悪化して障害等級に該当するようになった場合、その期間内に請求することにより障害基礎年金が支給される。
- (3) 初診日が20歳前にある障害についても、対象とされる。
- (4) 受給権取得後に子が出生したときは、出生した日の属する月の翌月分から子の加算額が加算される。
- (5) 受給権者に配偶者がいても、配偶者加給年金額は加算されない。

[問19] 障害厚生年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 障害等級1級および2級の障害厚生年金の受給権者には、原則として同じ等級の障害基礎年金が支給される。
- (2) 障害の程度が増進した場合の請求による年金額の増額改定は、請求のあった月の翌月分から行われる。
- (3) 障害厚生年金の年金額は、初診日の属する月までの厚生年金保険の被保険者期間により計算される。
- (4) 厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病による障害であれば、その障害認定日が国民年金の第1号被保険者期間中であっても対象とされる。
- (5) 障害厚生年金の年金額を計算する場合、20歳未満の厚生年金保険の被保険者期間も算入される。

[問20] 遺族基礎年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 50歳未満の国民年金保険料の納付猶予制度の適用を受けている期間中に死亡した場合も、支給対象とされる。
- (2) 被保険者の死亡当時に健常者であった子が、18歳到達の年度末に達する前に障害等級2級の障害に該当した場合、20歳に達するまで支給される。
- (3) 老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある者が死亡した場合、所定の保険料納付要件を満たしていることが支給要件とされている。
- (4) 被保険者が死亡した当時胎児であった子が生まれたときは、出生した日の属する月の翌月分から支給される。
- (5) 子のある夫に対する遺族基礎年金は、夫の年齢を問わず支給される。

[問21] 遺族厚生年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 障害等級1級または2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したときに、支給される。
- (2) 老齢基礎年金および老齢厚生年金を受給できる者が死亡した場合、支給要件を満たした者の死亡に該当する。
- (3) 夫が死亡した当時、30歳未満の子のない妻の場合、受給権を取得した日から5年を経過したときに失権する。
- (4) 遺族厚生年金を受給できる遺族には、被保険者または被保険者であった者の兄弟姉妹は含まれない。
- (5) 退職した者が、被保険者期間中に初診日がある傷病により初診日から5年以内に死亡したときに支給される。

[問22] 遺族厚生年金の中高齢寡婦加算について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 遺族厚生年金の受給権者（妻）が厚生年金保険の被保険者の場合、支給停止される。
- (2) 国民年金の死亡一時金を受給しても、中高齢寡婦加算が加算された遺族厚生年金を受給できる。
- (3) 中高齢寡婦加算の額は、遺族基礎年金の年金額（基本額）と同額である。
- (4) 老齢厚生年金の受給権者（夫）が死亡した場合、その被保険者期間にかかわらず加算される。
- (5) 夫が死亡した当時、子のない40歳以上の妻には、加算されない。

[問23] 65歳以上の者に支給される年金給付の併給調整について、併給されない組合せを1つ選びなさい。

- (1) 「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」
- (2) 「老齢基礎年金」と「障害厚生年金」
- (3) 「障害基礎年金」と「老齢厚生年金」
- (4) 「障害基礎年金」と「遺族厚生年金」
- (5) 「遺族基礎年金」と「遺族厚生年金」

[問24] 国民年金の寡婦年金と死亡一時金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 寡婦年金は、死亡した夫の国民年金の被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が、10年以上あることが支給要件となっている。
- (2) 遺族基礎年金を受給したことのある妻も、寡婦年金を受給することができる。
- (3) 付加保険料を3年以上納付している場合、死亡一時金に所定の額が加算される。
- (4) 死亡一時金の支給要件となる死亡した者の保険料免除期間には、保険料全額免除期間は含まれない。
- (5) 寡婦年金と死亡一時金の両方を受給できるときは、いずれかを選択して受給する。

[問25] 令和3年度に日本年金機構から送付されている「ねんきん定期便」および日本年金機構のサービスについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 封書版の「ねんきん定期便」が送付されるいわゆる節目年齢は、35歳、45歳、59歳である。
- (2) 50歳以上60歳未満の者に通知される「ねんきん定期便」の老齢年金の見込額は、現在の加入条件で60歳まで継続して加入したものと仮定して計算されている。
- (3) 「ねんきんネット」を利用して「ねんきん定期便」のペーパーレス化を選択した場合、ハガキ形式および封書版の「ねんきん定期便」は送付されない。
- (4) 「ねんきんネット」の利用登録をすると、将来の老齢年金の見込額を試算できる。
- (5) 「ねんきんネット」のユーザIDを取得する際に使用するアクセスキーは、「ねんきん定期便」に記載されている。

[問26] 公的年金等の税制について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 被扶養配偶者である妻が拠出すべき個人型確定拠出年金の掛金を夫が支払った場合、夫の所得控除の対象とならない。
- (2) 夫の死亡により妻が未支給年金を受給した場合、未支給年金は相続税の課税対象となる。
- (3) 個人型確定拠出年金の加入者の掛金は、小規模企業共済等掛金控除の対象となる。
- (4) 確定給付企業年金の加入者の掛金は、生命保険料控除の対象となる。
- (5) 老齢年金生活者支援給付金は、課税対象とならない。

[問27] 個人型確定拠出年金制度について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 掛金は、月額5,000円以上1,000円単位で、拠出限度額の範囲内で加入者が任意に設定する。
- (2) 掛金は、1年に1回以上定期的に拠出する必要がある。
- (3) 60歳から老齢給付金を受給するには、10年以上の通算加入者等期間が必要である。
- (4) 運営管理機関が徴収する口座管理手数料は、運営管理機関が任意に設定することができる。
- (5) 運営管理機関を変更する場合、運用中の商品と同じ運用商品が移換先運営管理機関にあれば、その商品は売却（解約）せずに移換できる。

[問28] 確定給付企業年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 厚生年金適用事業所の事業主が、共同して実施することができる。
- (2) 規約型企業年金は、生命保険会社や信託銀行等と契約を結び、母体企業の外で年金資産を管理・運用し、給付を行う。
- (3) 加入者が掛金を拠出できるよう年金規約で定めた場合でも、加入者の掛金の拠出は任意である。
- (4) 老齢給付金と脱退一時金の給付は必須であり、規約で定めれば障害給付金や遺族給付金を給付することもできる。
- (5) 加入者が掛金を拠出した場合、加入者はみずからが拠出した掛金相当額の運用指図をすることができる。

[問29] 年金生活者支援給付金（以下「給付金」という）について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 老齢給付金を受給するには、前年または前々年の公的年金等の収入金額と他の所得の合計額が一定の基準額以下であることが必要である。
- (2) 老齢給付金を受給するには、同一世帯の全員が市町村民税非課税である必要がある。
- (3) 老齢給付金の額は、国民年金の保険料納付済期間および保険料免除期間の月数に応じて計算される。
- (4) 障害給付金を受給できる者に、18歳の年度末までにある子または20歳未満で障害等級1級・2級に相当する障害を有する子がある場合、子の加算額が加算される。
- (5) 遺族給付金を子が受給する場合、給付基準額を子の数で除した額がそれぞれの子に給付される。

[問30] 令和2年6月5日公布のいわゆる年金制度改正法による改正内容について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 新たに国民年金の被保険者になった者に対する（国民）年金手帳の交付を廃止する。
- (2) 繰下げ支給の上限年齢を、75歳に引き上げる。
- (3) 短期滞在の外国人に対する公的年金の脱退一時金の支給上限年数を、10年に引き上げる。
- (4) 65歳以上で在職老齢年金を受給しながら働いている者の年金額を、毎年定時に改定する。
- (5) 65歳未満の在職老齢年金の支給停止の基準額28万円を47万円（令和3年度の額）に引き上げる。

[I] 次の事例にもとづいて、[問31] および [問32] に答えなさい。

《事 例》

年金相談会に参加されたAさん夫婦（昭和61年4月結婚）から2人の年金について相談があった。夫婦それぞれの年金加入歴（予定を含む）は次のとおりで、妻は加給年金額の対象となる要件を満たしている。

○夫（昭和34年9月12日生まれ）

- ・昭和57年4月～平成26年9月：K省（国家公務員共済）
- ・平成26年10月～平成27年3月：国民年金
- ・平成27年4月～65歳に達するまで：株S社（厚生年金保険）

○妻（昭和38年4月1日生まれ）

- ・昭和56年4月～昭和60年10月：T市（地方公務員共済）
- ・昭和60年11月～昭和61年3月：未加入
- ・昭和61年4月～60歳に達するまで：国民年金

[問31] Aさん夫婦の老齢基礎年金の受給資格期間等について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 夫：昭和57年4月～平成26年9月の期間は、すべて保険料納付済期間となる。
- (2) 夫：平成27年4月～65歳に達するまでの期間のうち、保険料納付済期間は53ヵ月である。
- (3) 妻：昭和56年4月～昭和60年10月の期間のうち、合算対象期間は24ヵ月である。
- (4) 妻：昭和60年11月～昭和61年3月の期間は、受給資格期間に算入されない。
- (5) 妻：昭和61年4月～60歳に達するまでの期間のうち、第3号被保険者期間は437ヵ月である。

[問32] Aさん夫婦の老齢給付について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 夫：報酬比例部分の支給開始年齢は、64歳である。
- (2) 夫：定額部分は支給されない。
- (3) 夫：加給年金額は、令和6年10月分から支給される。
- (4) 妻：特別支給の老齢厚生年金は、支給されない。
- (5) 妻：令和10年5月分から、老齢基礎年金に振替加算が加算される。

[Ⅱ] 次の事例にもとづいて、[問33] および [問34] に答えなさい。

《事 例》

B夫さん（昭和36年6月4日生まれ）は、妻（57歳，専業主婦）と2人暮らしである。B夫さんの年金加入歴（予定を含む）は、次のとおりである。

- ・昭和55年4月～平成元年3月：厚生年金保険（108ヵ月）
- ・平成元年4月～平成16年6月：国民年金，保険料納付（183ヵ月）
- ・平成16年7月～平成19年6月：国民年金，保険料全額免除期間（36ヵ月）
- ・平成19年7月～平成25年6月：国民年金，保険料半額免除期間（72ヵ月）
- ・平成25年7月～60歳に達するまで：国民年金，保険料4分の1免除期間（95ヵ月）

[問33] B夫さんが65歳から受給できる老齢基礎年金の年金額の計算式について、正しいものを1つ選びなさい（年金額は令和3年度価格）。

(1) $780,900円 \times \frac{291\text{ヵ月} + 36\text{ヵ月} \times \frac{1}{2} + 72\text{ヵ月} \times \frac{2}{3} + 95\text{ヵ月} \times \frac{7}{8}}{480\text{ヵ月}}$

(2) $780,900円 \times \frac{291\text{ヵ月} + 36\text{ヵ月} \times \frac{1}{3} + 72\text{ヵ月} \times \frac{3}{4} + 95\text{ヵ月} \times \frac{5}{8}}{480\text{ヵ月}}$

(3) $780,900円 \times \frac{277\text{ヵ月} + 36\text{ヵ月} \times \frac{1}{2} + 21\text{ヵ月} \times \frac{2}{3} + 51\text{ヵ月} \times \frac{3}{4} + 95\text{ヵ月} \times \frac{7}{8}}{480\text{ヵ月}}$

(4) $780,900円 \times \frac{277\text{ヵ月} + 36\text{ヵ月} \times \frac{1}{3} + 21\text{ヵ月} \times \frac{2}{3} + 51\text{ヵ月} \times \frac{3}{4} + 95\text{ヵ月} \times \frac{5}{8}}{480\text{ヵ月}}$

(5) $780,900円 \times \frac{277\text{ヵ月} + 36\text{ヵ月} \times \frac{1}{3} + 21\text{ヵ月} \times \frac{2}{3} + 51\text{ヵ月} \times \frac{3}{4} + 95\text{ヵ月} \times \frac{7}{8}}{480\text{ヵ月}}$

[問34] B夫さんの国民年金保険料の追納および老齢給付等について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 保険料半額免除期間の一部は、免除された保険料を今から追納することができる。
- (2) 保険料4分の1免除期間の免除された保険料は、一部であっても65歳到達後に追納することはできない。
- (3) 老齢基礎年金の繰下げの申出ができるのは、令和9年6月3日からである。
- (4) 令和11年10月に老齢厚生年金の繰下げの申出をした場合、年金額は28%増額される。
- (5) 令和8年7月分から、配偶者加給年金額が加算された老齢厚生年金を受給できる。

[Ⅲ] 次の事例にもとづいて、[問35] および [問36] に答えなさい。

《事 例》

C夫さん（昭和34年3月31日生まれ）は、昭和56年4月に(株)Z商会に入社し、63歳に達した日に同社を退職する予定である。

C夫さんの令和3年度基準（本来水準）の平均標準報酬月額が360,000円、平均標準報酬額は480,000円とのことである。なお、妻（昭和37年9月1日生まれ）は加給年金額（390,500円：令和3年度価格）の対象となる要件を満たしている。

| 生年月日 | 総報酬制・実施前 | | 総報酬制・実施後 | |
|-----------|------------|-------------|-------------|-------------|
| | 旧乗率 | 新乗率 | 旧乗率 | 新乗率 |
| 昭和21.4.2～ | 7.50/1,000 | 7.125/1,000 | 5.769/1,000 | 5.481/1,000 |

[問35] C夫さんが退職後受給できる特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）の年金額について、正しいものを1つ選びなさい（年金額は令和3年度価格）。

- (1) 1,274,370円
- (2) 1,277,001円
- (3) 1,339,351円
- (4) 1,664,870円
- (5) 1,667,501円

[問36] C夫さんが65歳から受給する老齢厚生年金に加算される経過的加算の計算式について、正しいものを1つ選びなさい（年金額は令和3年度価格）。

- (1) $1,628円 \times 480 \text{ ヲ月} - 780,900円 \times \frac{455 \text{ ヲ月}}{480 \text{ ヲ月}}$
- (2) $1,628円 \times 480 \text{ ヲ月} - 780,900円 \times \frac{456 \text{ ヲ月}}{480 \text{ ヲ月}}$
- (3) $1,628円 \times 480 \text{ ヲ月} - 780,900円 \times \frac{480 \text{ ヲ月}}{480 \text{ ヲ月}}$
- (4) $1,628円 \times 491 \text{ ヲ月} - 780,900円 \times \frac{456 \text{ ヲ月}}{480 \text{ ヲ月}}$
- (5) $1,628円 \times 492 \text{ ヲ月} - 780,900円 \times \frac{456 \text{ ヲ月}}{480 \text{ ヲ月}}$

[IV] 次の事例にもとづいて、[問37] および [問38] に答えなさい。

《事 例》

D夫さん（昭和34年2月15日生まれ）は、令和4年2月末日に44年11ヵ月勤務した(株)Y産業を退職し、その後、令和4年4月1日より(株)X運輸に70歳になるまで勤務できる予定である。

(株)Y産業での給与は、月額510,000円（標準報酬月額500,000円）、賞与は6月に720,000円、12月に930,000円が支給されており、ここ2年間は同額である。

(株)X運輸での給与は、月額295,000円（標準報酬月額300,000円）、賞与は6月と12月にそれぞれ480,000円が支給される条件である。

なお、(株)Y産業退職後の年金額は、報酬比例部分1,290,000円、定額部分780,000円、加給年金額390,000円とする。

[問37] D夫さんが(株)X運輸に勤務したときの在職老齢年金に関する下記（①～④）の記述について、正しいものの数を1つ選びなさい（令和4年4月以降の制度で計算すること）。

- ① 令和4年5月の基本月額は、205,000円である。
- ② 令和4年5月の総報酬月額相当額は、432,500円である。
- ③ 令和4年6月の支給停止額は、122,500円である。
- ④ 令和4年12月の在職老齢年金の月額は、3,750円である。

- (1) なし
- (2) 1つ
- (3) 2つ
- (4) 3つ
- (5) 4つ

[問38] D夫さんが(株)X運輸に勤務して雇用保険の高年齢雇用継続給付（基本給付金）を受給する場合のアドバイスについて、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 基本給付金の月額は、44,250円である。
- (2) 年金は在職老齢年金の仕組みによる支給停止に加えて、17,700円がさらに支給停止される。
- (3) 基本給付金は、70歳到達月まで支給される。
- (4) 基本給付金と賃金の合計の上限額は、400,000円より高額である。
- (5) 基本給付金は、60歳到達時の賃金に比べて61%未満の賃金で勤務した月でなければ支給されない。

[V] 次の事例にもとづいて、[問39] および [問40] に答えなさい。

《事 例》

E夫さん（昭和35年5月5日生まれ）は、62歳に達した日に30年間勤務した株W社を退職する予定である。E夫さんの年金加入歴は通算して厚生年金保険に39年1ヵ月、国民年金に2年11ヵ月である。

E夫さんの退職後の年金見込額は、報酬比例部分が1,500,000円、65歳からの老齢厚生年金は1,539,573円（うち経過的加算39,573円）、老齢基礎年金は780,900円とのことである。なお、妻（昭和40年10月12日生まれ）は、加給年金額の対象となる要件を満たしている。

[問39] E夫さんが経過的な繰上げ支給の老齢厚生年金を請求する場合のアドバイスについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 令和4年10月に繰上げ請求すると、老齢基礎年金の年金額は15.5%減額される。
- (2) 加給年金額は、令和7年6月分から支給される。
- (3) 経過的な繰上げ支給の老齢厚生年金を請求すると、65歳からの老齢厚生年金を繰り下げて受給できない。
- (4) 老齢基礎年金も同時に繰上げ請求することになる。
- (5) 繰上げ請求後に初診日のある傷病により障害等級2級に該当した場合、初診日が65歳到達前であれば障害基礎年金が支給される。

[問40] E夫さんが令和4年5月中に経過的な繰上げ支給の老齢厚生年金を請求した場合の老齢厚生年金の年金額の計算式について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) $1,500,000円 - (1,500,000円 \times 0.5\% \times 24ヵ月 + 39,573円 \times 0.5\% \times 24ヵ月) + 39,573円$
- (2) $1,500,000円 - (1,500,000円 \times 0.5\% \times 24ヵ月 + 39,573円 \times 0.5\% \times 36ヵ月)$
- (3) $1,500,000円 - (1,500,000円 \times 0.5\% \times 24ヵ月 + 39,573円 \times 0.5\% \times 36ヵ月) + 39,573円$
- (4) $1,500,000円 - (1,500,000円 \times 0.5\% \times 36ヵ月 + 39,573円 \times 0.5\% \times 36ヵ月)$
- (5) $1,500,000円 - (1,500,000円 \times 0.5\% \times 36ヵ月 + 39,573円 \times 0.5\% \times 24ヵ月) + 39,573円$

[VI] 次の事例にもとづいて、[問41] および [問42] に答えなさい。

《事 例》

F 夫さん（昭和47年7月18日生まれ）は、令和2年9月5日に事故に遭い救急搬送され、現在も治療中である。F 夫さんの年金加入歴（予定を含む）は次のとおりで、家族は妻（昭和51年9月12日生まれ、パート年収98万円）、長女（平成15年9月7日生まれ、健常者）、次女（平成17年11月25日生まれ、障害等級2級相当の障害がある）、長男（平成19年3月10日生まれ、健常者）の5人である。

- ・平成4年7月～平成8年3月：国民年金（保険料納付）
- ・平成8年4月～令和4年2月：厚生年金保険
- ・令和4年3月～：国民年金

[問41] F 夫さんが障害認定日（原則）に障害等級1級と認定された場合、受給できる障害基礎年金の年金額の計算式について、正しいものを1つ選びなさい（年金額は令和3年度価格）。

- (1) $780,900円 \times 1.25 + 224,700円 \times 3人$
- (2) $780,900円 \times 1.25 + 224,700円 \times 2人 + 74,900円$
- (3) $780,900円 \times 1.25 + 224,700円 \times 2人$
- (4) $780,900円 \times 1.5 + 224,700円 \times 3人$
- (5) $780,900円 \times 1.5 + 224,700円 \times 1.25 \times 3人$

[問42] F 夫さんが障害等級2級と認定された場合の障害給付等について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 障害認定日は、原則として令和4年2月5日である。
- (2) 長男が18歳の年度末を経過すると、障害基礎年金の子の加算額はなくなる。
- (3) 障害厚生年金の年金額は、300ヵ月みなしで計算される。
- (4) 障害厚生年金の年金額は、平成8年4月から障害認定日（原則）の属する月までの月数により計算される。
- (5) 障害厚生年金に加算される配偶者加給年金額には、特別加算は加算されない。

[Ⅶ] 次の事例にもとづいて、[問43] および [問44] に答えなさい。

《事 例》

G子さん（昭和52年4月28日生まれ、平成13年10月結婚、専業主婦）の夫（昭和50年7月18日生まれ）は、令和4年2月1日に病気（初診日は平成30年11月15日）のため亡くなった。夫の年金加入歴は、次のとおりである。

- ・平成7年7月～平成22年7月：国民年金（保険料納付）
- ・平成22年8月～令和3年3月：厚生年金保険
- ・令和3年4月～令和4年1月：国民年金（保険料未納）

家族は、長女（平成14年9月23日生まれ、健常者）、長男（平成19年8月3日生まれ、障害等級2級相当の障害がある）、次女（平成22年2月28日生まれ、健常者）の3人である。

[問43] G子さんおよび子に対する国民年金の遺族給付について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 遺族基礎年金は、子の加算額を含めて全額G子さんに支給される。
- (2) G子さんが再婚しても、子の遺族基礎年金の受給権は消滅しない。
- (3) 遺族基礎年金には、2人分の子の加算額が加算される。
- (4) 国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間が36ヵ月以上あるので、死亡一時金が支給される。
- (5) G子さんは、令和19年5月分から寡婦年金を受給できる。

[問44] G子さんが受給できる遺族厚生年金について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 受給できるのは、G子さんが65歳に達するまでである。
- (2) G子さんが厚生年金保険の被保険者となった場合、支給停止される。
- (3) 年金額は、300ヵ月みなしで計算される。
- (4) 遺族基礎年金を受給した場合、遺族厚生年金に中高齢寡婦加算は加算されなくなる。
- (5) G子さんが再婚しても、次女の18歳の年度末が終了するまでは失権しない。

[Ⅷ] 次の事例にもとづいて、[問45] および [問46] に答えなさい。

《事 例》

大阪市内に転居してきたH夫さん（昭和32年7月1日生まれ）が、V農業協同組合中央支店に来店され、住所変更と年金の受取口座の変更手続、およびもうすぐ65歳になることから65歳到達時の手続について相談があったので、日本年金機構の様式を前提にアドバイス等を行った。

現在、H夫さんは41年間加入した特別支給の老齢厚生年金（約120万円）を、妻（昭和35年3月3日生まれ、専業主婦）は、10年間加入した特別支給の老齢厚生年金を受給中である。なお、区役所には転入届を提出済みで、個人番号（マイナンバー）は日本年金機構に収録済みである。

[問45] H夫さんの住所および受取口座の変更手続に関するアドバイスについて、適切でないものを1つ選びなさい。

- (1) 住所のみの変更であれば、原則届出は不要である。
- (2) 「年金受給権者 受取機関変更届」（以下「変更届」という）の用紙は、日本年金機構のWebサイトからダウンロードできる。
- (3) 1枚の変更届で、H夫さんと妻の年金受取口座の変更ができる。
- (4) ねんきんネットを利用して、受取口座の変更はできない。
- (5) 受取口座に指定できるのは、普通預（貯）金および当座預（貯）金である。

[問46] H夫さんに65歳到達時に送付される「年金請求書（ハガキ形式）」に関するアドバイスについて、適切でないものを1つ選びなさい。

- (1) 提出期限は、令和4年6月30日である。
- (2) 老齢基礎年金、老齢厚生年金とも65歳からの受給を希望する時は、提出不要である。
- (3) 提出が遅れると年金の支払が保留されることがある。
- (4) 老齢厚生年金のみを繰下げ希望のときは、「老齢厚生年金のみ繰下げ希望」欄を○で囲んで提出する。
- (5) 提出（郵送）先は、日本年金機構本部である。

[Ⅸ] 次の事例にもとづいて、[問47] および [問48] に答えなさい。

《事 例》

I 夫さん（昭和34年1月21日生まれ）は、令和4年2月末日をもって株U社を退職する。I 夫さんの厚生年金保険への年金加入歴（予定を含む）は、次のとおりである。

- ・昭和52年4月～平成4年3月：(株)T社
- ・平成4年4月～平成11年3月：(株)S社（S社厚生年金基金にも加入）
- ・平成11年4月～平成29年6月：R商事(株)
- ・平成29年7月～令和4年2月：(株)U社（退職時の標準報酬月額は34万円）

(株)U社は全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）に加入、I 夫さんの家族は妻（56歳・パート年収約100万円）と長男（25歳・会社員）の3人暮らしである。

なお、I 夫さんと妻の個人番号（マイナンバー）は、日本年金機構に収録済である。

[問47] I 夫さんの特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢からの年金請求手続等に関するアドバイスについて、適切でないものを1つ選びなさい。

- (1) 年金請求手続は、(株)U社の退職前でも行うことができる。
- (2) 年金請求書には、戸籍謄本を添付する。
- (3) 厚生年金基金の年金請求は、企業年金連合会に対して行う。
- (4) ねんきんネットを利用して年金請求書を作成すれば、電子申請を行うことができる。
- (5) 年金事務所のほか、街角の年金相談センターでも年金請求手続を行うことができる。

[問48] I 夫さんが退職後加入できる健康保険の任意継続被保険者について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 令和4年3月10日に申請をした場合、3月10日から任意継続被保険者になる。
- (2) 保険料の納付期日は、翌月の10日（土、日、祝日のときは翌営業日）である。
- (3) 任意継続被保険者となれる期間は、退職日の翌日から2年間である。
- (4) 保険料月額は、34万円に保険料率を乗じた額である。
- (5) 医療費の自己負担割合は、現役並み所得者でない場合は2割である。

[X] 次の事例にもとづいて、[問49] および [問50] に答えなさい。

《事 例》

J 夫さん（昭和31年4月30日生まれ）は、令和4年4月末日付で27年6ヵ月勤務した(株)Q社を退職し、退職一時金として、1,300万円が支給される予定である。

また、退職後の年金額は、次のとおりとのことである。

- ・老齢厚生年金：172万円（加給年金額を含む）
- ・老齢基礎年金：78万円
- ・企業年金基金：50万円

現在、妻（昭和35年3月10日生まれ、専業主婦）と2人暮らしである。なお、日本年金機構には「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出済みである。

| 公的年金等の収入金額 (A) | 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000万円以下の場合の公的年金等控除額 |
|-------------------|---|
| 130万円以下 | 60万円 |
| 130万円超 330万円以下 | (A) × 25% + 27.5万円 |
| 330万円超 410万円以下 | |
| 410万円超 770万円以下 | (A) × 15% + 68.5万円 |

65歳以上は最低110万円

[問49] J 夫さんの退職一時金に係る課税対象となる退職所得金額について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 0円（課税対象とならない）
- (2) 125,000円
- (3) 250,000円
- (4) 300,000円
- (5) 600,000円

[問50] J 夫さんが事例の年金を受給した場合、令和5年分（1年間）の公的年金等に係る雑所得の金額について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 95万円
- (2) 140万円
- (3) 160万円
- (4) 190万円
- (5) 197.5万円

答案作成上のご注意

① 所持品

受験票・鉛筆(HB)・消しゴム・電卓1台(ただし、金融計算・関数・メモ機能付を除く)

② 解答用紙の記入方法

- (1) 受験票の受験番号・氏名が解答用紙の受験番号・氏名と一致していることを確認のうえ、解答用紙の氏名欄にカタカナ名を記入してください。
- (2) コンピューターの印字がない白地の解答用紙を使用する場合は、受験票記載の受験番号・金融機関コード・漢字名・カタカナ名を記入してください。
- (3) 解答用紙を折りまげたり、破ったりしないでください。また、解答用紙が著しくよごれたときは、監督者に申し出て新しい(白地の)解答用紙と取りかえてください。その際は、受験番号・金融機関コード・漢字名・カタカナ名を記入のうえ、受験番号も忘れずにマークしてください。

③ マークの記入方法

この試験は、マーク・シート方式です。

- (1) 正しいマーク例 ● はみださないよう鉛筆で塗りつぶしてください。
- (2) 誤ったマーク例 ① ② ⊗ ⊙ 0
- (3) 訂正方法
消しゴムで跡が残らないようきれいに消してください。
消し方が不完全な場合には二重解答となり採点されません。

④ 本試験の正解は2022年2月10日(木)を目途に次のインターネットサイトに掲示いたします。<https://www.nc-academy-answer.net/>

アクセスする際は、上記URLを直接入力するか、右記QRコードを読み取りして、ダイレクトにアクセスしてください。



(株)農林中金アカデミーのトップページからアクセスすると、アクセス集中によって長時間待たされる、あるいは操作が停止することになりますので控えてください。



株式会社 農林中金アカデミー

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1丁目12番1号 新有楽町ビル6階
TEL 03-3217-3051(代表) FAX 03-3217-3083